

## 1 県民経済計算とは

県民の経済活動によって1年間に新たに生み出された価値（付加価値）を、「生産」「分配」「支出」の三面から総合的、体系的に計量把握し、県経済の規模、産業構造、県民の所得水準の実態などを明らかにするものである。

### 県民経済計算からわかること

- ・ 経済規模（県内総生産の実額から）
- ・ 経済成長率（県内総生産(生産側 = 支出側)の増加率から）
- ・ 産業構造（県内総生産（生産側）の構成比から）
- ・ 所得水準（一人当たり県民所得から）
- ・ 需要構造（県内総生産（支出側）から）

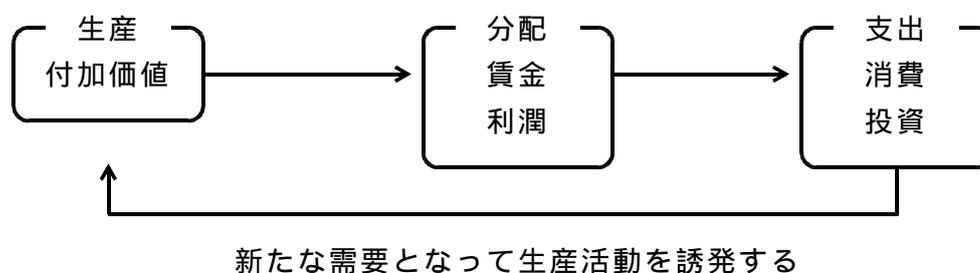
### 県民経済計算の使い方

- ・ 経済の見通しをたてる
- ・ 行財政施策の基礎資料
- ・ 国や他の都道府県との比較
- ・ 経済施策実績の評価・分析

## 2 県民経済計算の考え方

### 三面等価の原則（生産 = 分配 = 支出）

生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した労働者には賃金、企業には利潤といった形で分配され、分配された所得は、消費または将来の生産のための投資として支出される。つまり、経済活動は「生産」「分配」「支出」という循環を繰り返しているが、これは同一の付加価値の流れを異なる3つの視点からとらえたものであり、これらは概念上の調整を加えると一致する。



### 3 県民経済計算の評価基準

県民経済計算では付加価値をとらえる場合、評価方法や経済活動のとらえ方に次のような基準があり、基準の違いによってその意味や大きさが異なってくる。

系 列	評 価 基 準			
県内総生産(生産側)	県内概念	総(グロス)概念	市場価格表示	名目と実質
県民所得(分配)	県民概念	純(ネット)概念	要素費用表示	名目
県内総生産(支出側)	県内概念	総(グロス)概念	市場価格表示	名目と実質

#### (1) 県内概念と県民概念

県内概念(属地主義)とは、県という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地に係わりなく把握するものである。県民概念(属人主義)とは、県内居住者の経済活動を、地域に係わりなく把握するものである。なお、ここでいう居住者とは個人のみならず、法人企業、政府機関など経済主体全般を指す。

$$\underline{\underline{\text{県民総生産} = \text{県内総生産} + \text{県外からの所得(純)}}}$$

県民経済計算では、県内総生産(生産側)及び県内総生産(支出側)を県内概念、県民所得(分配)を県民概念で捉えている。

#### (2) 総(グロス)と純(ネット)

建物、機械設備などの固定資産は生産の過程において年々減耗していく。この減耗の価格分(固定資本減耗)を含んだ形で付加価値を評価するものを「総(グロス)生産」といい、控除して評価するものを「純(ネット)生産」という。

$$\underline{\underline{\text{県内純生産} = \text{県内総生産} - \text{固定資本減耗}}}$$

#### (3) 市場価格表示と要素費用表示

「市場価格表示」とは、付加価値を市場で取引される商品の売買価格(市場価格)により評価する方法であり、「要素費用表示」とは、各商品の生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用(賃金、利潤など)により評価する方法である。

市場価格表示の県内純生産 = 要素費用表示の県内純生産 + 純間接税

(注) 純間接税：生産・輸入品に課される税 - 補助金

#### (4) 名目と実質

「名目」は、物価変動が含まれている年々の時価で金額表示して付加価値を表したものである。

「実質」は、物価変動の影響を除いた経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。この実質値を直接推計することは困難であるため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーター（物価調整指数）で名目値を除して値を求めている。

実質値 = 名目値 ÷ デフレーター

#### (5) 連鎖方式と固定基準年方式

「連鎖方式」とは、実質化の指数算式において、前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方式をいう。それに対し、ある特定の年を（現在は平成17暦年）基準年にする方式を「固定基準年方式」という。

固定基準年方式では、基準年から離れるほど、価格や数量のウェイト構造が不適切なものになるが、連鎖方式では、基準年を常に前年とするため、最近の構造が反映されるとされている。

#### (6) 取引主体の分類

県民経済計算の体系においては、国民経済計算に準拠し、経済活動別分類と制度部門別分類の2種類に取引主体を分類している。

##### 経済活動別分類

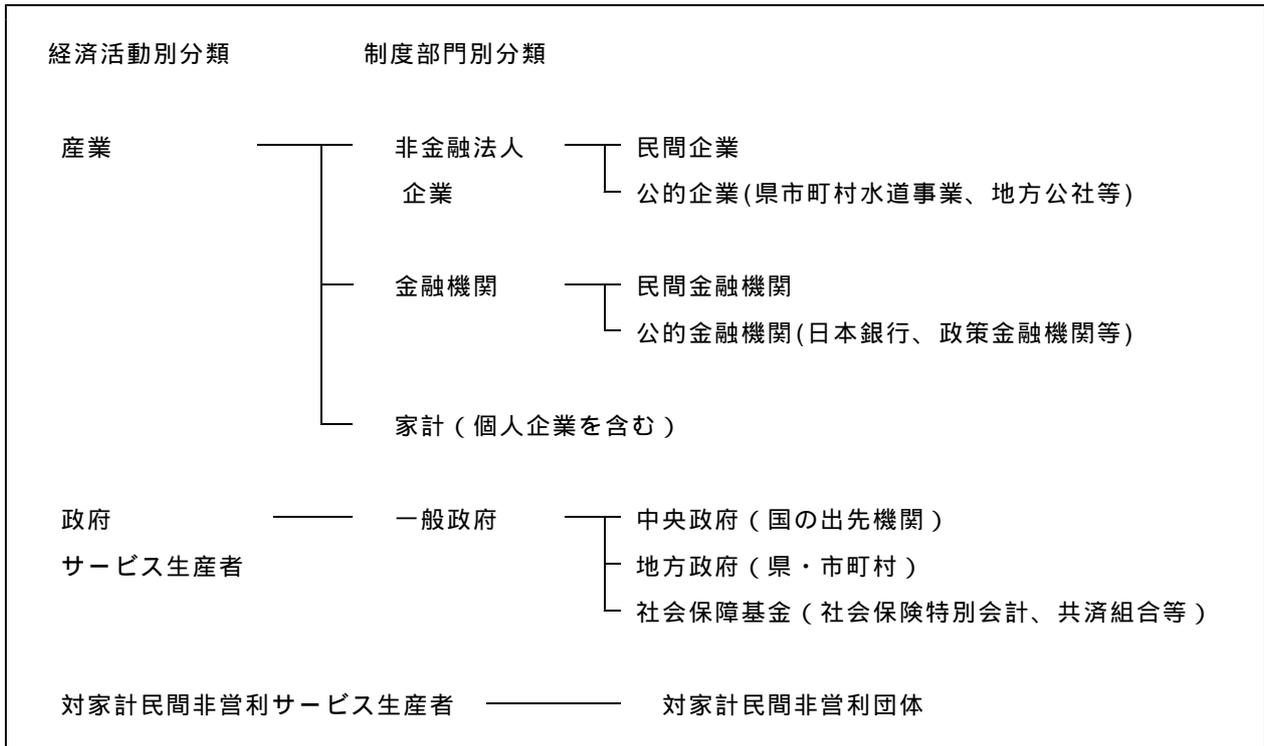
財貨・サービスの生産活動についての意思決定を行う主体による分類であり、生産構造の解明に力点が置かれているため、事業所が分類の単位になっている。

この分類では、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3つに大別される。

##### 制度部門別分類

所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位による分類であり、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）、一般政府、対家計民間非営利団体の5つに大別される。

経済活動別分類と制度部門別分類の関係を図示すると次のとおりである。



## 4 統計表の概念

### 基本勘定

#### (1) 統合勘定

統合勘定は、モノ(財貨及びサービス)の取引の結果とカネ(所得及び金融資産・負債)の流れの結果とを統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括したものである。

##### 1 - 1 県内総生産勘定(生産側及び支出側)

これは、県内における経済活動を総括する県内生産勘定にあたり、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することにより求められる。県内総生産(生産側=支出側)は県内概念で記録されている。

##### 1 - 2 県民可処分所得と使用勘定

これは、生産活動によって生み出された付加価値を生産要素の提供者に対して分配された要素所得の受取りや生産物の最終消費への支払いのほか、財産所得などの移転所得の支払いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

### 1 - 3 県外勘定

これは、県全体としてとらえた県外取引が計上されており、県外の視点から記録されている。県民経済計算では、経常取引について記録する。

なお、県外の視点から見た勘定になっているため、県の受取である「財貨・サービスの移出」が支払項目へ、県の支払である「財貨・サービスの移入」が受取項目へとなっている。

### 1 - 4 資本調達勘定（試算）

これは、資本形成とその資本調達のバランスを全制度部門について統合したもので、実物取引と金融取引のうち、県民経済計算では実物取引について記録されている。

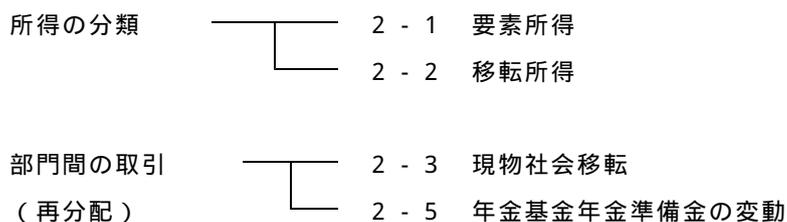
勘定の貸方は、貯蓄・資本移転による正味資産の変動であり、1 - 2 県民可処分所得から得られる「県民貯蓄」に、「県外からの資本移転等（純）」を加え、1 - 1 県内総生産勘定による「統計上の不突合」を控除したものと示される。

借方は資産の変動であり、県内総資本形成から「固定資本減耗」を控除し、貸方との残差は、「県外に対する債権の変動」として示される。

## ( 2 ) 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）、一般政府、対家計民間非営利団体の5制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値（所得）がどの部門に分配され、さらに各制度部門及び県外部門間でさまざまな移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り向けられたかを示している。

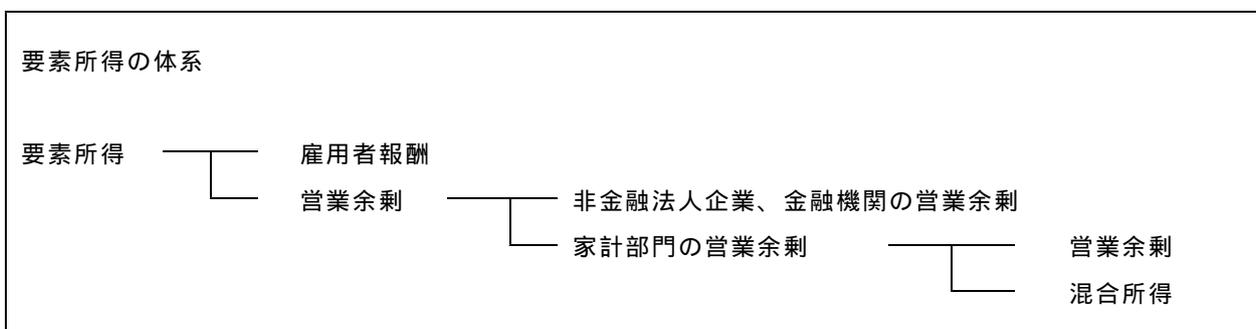
勘定の貸方（受取）には、要素所得としての雇用者報酬、営業余剰及び移転所得（財産所得、経常移転）が示され、借方（支払）には最終消費支出、移転項目（財産所得とその他の経常移転）及び残差である貯蓄が示される。



受払の整理

2 - 4 最終消費支出および貯蓄

2 - 1 要素所得



雇用者報酬

雇用者の仕事に対する報酬として企業によって支払われた現金または現物による報酬の総額を指し、雇主の現実社会負担及び帰属社会負担を含む。（4 統計表の概念 主要系列表 (2) 県民所得 (分配) 雇用者報酬参照。）

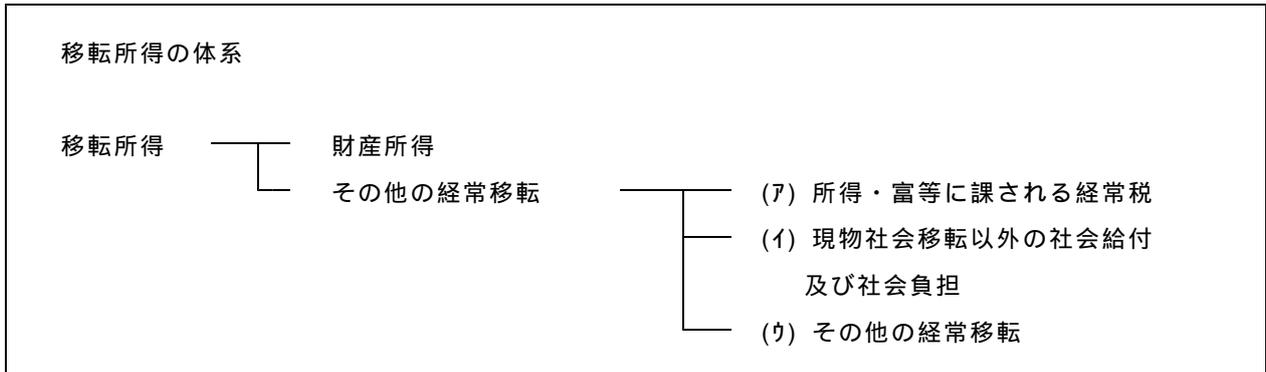
営業余剰

産出額から中間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（純）を差し引いた県内純生産

(県内要素所得)からさらに雇用者報酬を差し引いたものであり、非金融法人企業、金融機関及び家計(個人企業を含む)の各制度部門に計上される。(5 用語解説参照。)

## 2 - 2 移転所得

制度部門別所得支出勘定に示される移転には、財産所得とその他の経常移転がある。



### 財産所得

財産所得は、利子、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料の4つからなる。

### その他の経常移転

#### (7) 所得・富等に課される経常税

従来の所得税、法人税などにあたる。

#### (1) 現物社会移転以外の社会給付及び社会負担

##### (a) 社会給付

病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる。

社会保険制度に基づく社会給付と、そうした制度に基づかない社会扶助給付とに分類される。

なお、社会保険制度に基づく社会保険給付には、「現金による社会保障給付」、「年金による社会給付」及び「無基金雇用者社会給付」が計上される。

##### (b) 社会負担

社会保険制度に対する負担であり、「現実社会負担」と「帰属社会負担」とに分けられ、「現実社会負担」はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇用者の社会負担」に分けられる。

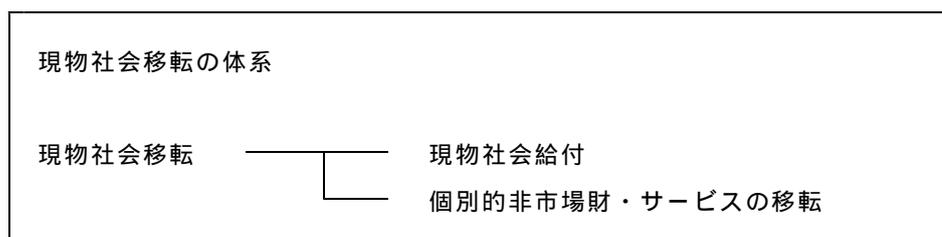
また、「雇主の現実社会負担」は「雇主の強制的現実社会負担」と「雇主の自発的現実社会負担」に分けられる。

#### (ウ)その他の経常移転

非生命保険取引、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

### 2 - 3 現物社会移転

現物社会移転は、政府（社会保障基金を含む）及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、「現物社会給付」と「個別的な非市場財・サービスの移転」の2項目からなる。



#### 現物社会給付

社会保障基金による医療保険給付分であり、社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う形での「払い戻しによる社会保障給付」（高額医療、出産給付金）と、関連するサービスを直接受給者（家計）に支給する形での「その他の現物社会保障給付」（国民健康保険等による医療保険給付分及び老人保健給付分（平成20年度から後期高齢者医療給付）、介護保険給付分）がある。

#### 個別的な非市場財・サービスの移転

家計に対して、無料または経済的に意味のない価格で、一般政府または対家計民間非営利団体といった非市場生産者によって提供される教育、保健等の個別的な財・サービスのことである。

### 2 - 4 最終消費支出および貯蓄

以上に掲げた分配、再分配による所得の受取・支払いに加え、一般政府、家計及び対家計民間非営利団体については、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す最終消費支出として記録される支払いがある。またその結果、残差が貯蓄となる。

### 2 - 5 年金基金年金準備金の変動

年金基金を社会保障基金から分離し、家計と金融機関との貯蓄の取引として記録する。

$$\text{年金基金年金準備金の変動} = \text{雇主の自発的社会負担} + \text{雇用者の自発的社会負担} \\ - \text{年金基金による社会給付}$$

## 主要系列表

### ( 1 ) 経済活動別県内総生産

1年間に県内の各経済部門の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の評価額を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済活動部門別に示したものである。これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであり、産出額から中間投入額（物的経費）を控除したものに当たる。

$$\boxed{\text{県内産出額}} - \boxed{\text{中間投入} \\ \text{材料費・光熱水費・燃料費など}} = \boxed{\text{県内総生産（生産側）} \\ \text{新たに生み出された価値}}$$

また、県内総生産（生産側）については、名目値のほか連鎖方式による実質値も表示される。（参照年＝平成17暦年）

実質値を算出する手順には、実質産出額と実質中間投入額を求め、その差をもって実質生産額とする、ダブルデフレーション法を用いている。

なお、連鎖方式においては、加法整合性（各項目の積み上げが合計項目と一致すること）が成立しないため、開差項目が設けられている。

### 産 業

利潤の獲得を目的として財貨・サービスを生産する事業所から構成される。

民間企業の事業所が中核をなすが、政府関係機関であってもコスト構造などの面で産業と類似しているもの（公的企業）や、家計が行う住宅所有も含まれる。

公的企業は投入と生産技術が民間企業と類似しており、料金がコストをカバーしなくとも、価格が販売される財貨・サービスの量と質に比例し、かつその者の意思に基づいていることが特徴である。

### 政府サービス生産者

県民経済計算では、政府を単なる消費主体としてだけでなく、生産主体としても格付けている。

政府が購入する財貨・サービスは政府サービス生産のための中間投入として計上され、これに雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を加算したものが政府サービス生産者の産出額となる。なお、固定資本減耗は社会資本の減耗分（道路、港湾、空港、治水、下水道など）を含む。

これは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような社会の共通目的のために行われる性格のものである。

生産された政府サービスの一部は家計などに販売されるが、大半は自らが消費し、政府最終消費支出として計上される。

なお、家計に販売された政府サービス（国公立学校の授業料や下水道の使用料のように、家計が政府から直接購入したサービス）については家計最終消費支出として計上される。

（例）国公立学校、国・県・市町村の行政機関など

#### 対家計民間非営利サービス生産者

個人の自発的な意思に基づく団体として組織され、その活動は利益の追求を目的とせず、他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを家計に提供するものである。

これは市場経済原理に任せておくか、行政に委ねておくかすると、社会ニーズに見合っただけ供給することが難しいサービスを家計に提供するものである。その活動資金は会員からの会費や個人・企業・政府からの寄付、補助金および財産収入によって賄われる。

（例）労働組合、政党、私立学校、私立社会福祉施設、宗教団体など

#### 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。

#### 総資本形成に係る消費税

設備投資および在庫投資にかかる消費税の控除額である。

#### ・消費税の取扱い

県民経済計算では、平成元年度から導入された消費税を生産・輸入品に課される税の一部として取り扱うこととし、すべての財貨・サービスについて、消費税込み（グロス価格）で付加価値をとらえ、その上で支出系列から求めた投資の過大評価分である「設備投資及び在庫投資に係る控除額」を生産系列において、欄外で「総資本形成に係る消費税」として一括控除する「修正グロス方式」により推計を行っている。

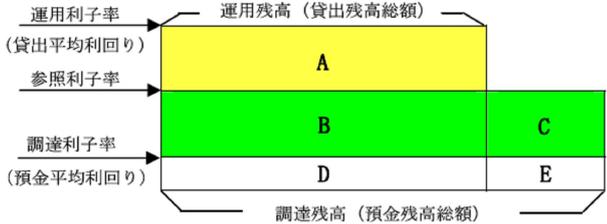
#### （参 考）

国民経済計算の平成17年基準改定等に伴い、帰属利子に代わって、F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）が導入され、通常の財貨・サービスの一つとして位置づけられた。

これは金融仲介機関の利率の一部を預金サービス、貸出サービスに対して支払われたサービス料とみなすものである。その支払は中間投入、最終消費、移出入（純）にそれぞれ計上され、ダミー産業としての帰属利子は廃止される。

$$F I S I M = ( \text{運用利率} - \text{参照利率} ) \times \text{運用残高} + \\ ( \text{参照利率} - \text{調達利率} ) \times \text{調達残高}$$

# FISIM の概要図



$A+B+C$  : FISIM の総額 = 借り手側 FISIM + 貸し手側 FISIM  
 $A$  : 借り手側 FISIM = (運用利率 - 参照利率) × 貸出残高総額  
 $B+C$  : 貸し手側 FISIM = (参照利率 - 調達利率) × 預金残高総額

○財産所得(利子)との関係

- FISIM の導入により参照利率による貸出、預金が行われた状態となる
- 金融仲介サービスの対価として、FISIM を支払い

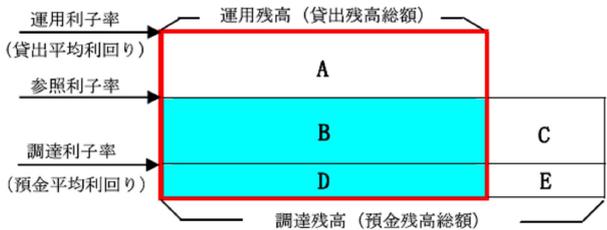
⇒ 非金融仲介機関(個人含む)では、

- ・貸出金利の支払い(借り手側 FISIM 分 A)が減少し、その分を FISIM として支払い
- ・預金金利の受取り(貸し手側 FISIM 分 B+C)が増加し、その分を FISIM として支払い

⇒ 金融仲介機関では、

- ・貸出金利の受取り(借り手側 FISIM 分 A)が減少し、その分を FISIM として利益を得る
- ・預金金利の支払い(貸し手側 FISIM 分 B+C)が増加し、その分を FISIM として利益を得る

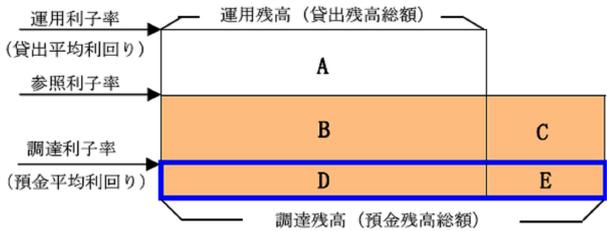
(財産所得の貸出利子総額)



(凡例)

- 赤枠 : 従来の貸出利子総額 (A+B+D)
- 水色 : FISIM 導入後の貸出利子総額 (B+D)

(財産所得の預金利子総額)



(凡例)

- 青枠 : 従来の預金利子総額 (D+E)
- オレンジ色 : FISIM 導入後の預金利子総額 (B+C+D+E)

## ( 2 ) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、県内居住者の生産活動によって生み出された付加価値が、その生産に参加した経済活動の主体である県民に、生産要素を提供した対価として、賃金（雇用者報酬）、利子・配当（財産所得）、利潤（企業所得）などの形で、どのように配分されたかを示したものであり、その総額が県民所得である。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{雇用者報酬} \\ \hline \text{給料・退職金など} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{財産所得} \\ \hline \text{利子・賃貸料・配当} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{企業所得} \\ \hline \text{経常利益} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{県民所得} \\ \hline \end{array}$$

（一人当たり県民所得）

県民所得（分配）を10月1日現在の県の総人口（生産活動に参加していない子どもや高齢者も含む）で単純に除したもので、県の所得水準を表す。

県民所得には、財産所得や企業所得も含まれているので、雇用者の給与水準を表すものではなく、企業の利潤なども含む県経済全体の水準を表すものである。

### 雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさし、賃金・俸給、雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担に分類される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産、対家計民間非営利サービス生産を問わずあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども雇用者に含まれる。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては、家計最終消費支出との対応関係もあり、常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなすこととする。3か月以上他県に就労する季節労働者については、就労地を常時居住地とみなす。

### 財産所得

財産所得は、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の各制度部門の該当項目を振り替え、財産所得の純額、受取額および支払額を表章している。また、家計部門については、利子、配当（受取）、保険契約者に帰属する財産所得（受取）および賃貸料（受取）ごとに表されている。

財産所得とは、カネ、土地および無形資産（著作権・特許権など）を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転である。利子および配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権・特許権の使用料などが該当する。

### 企業所得

営業余剰に、受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業に分類される。

## 県民所得

上記の 雇用者報酬、 財産所得、及び 企業所得の合計額が県民所得（要素費用表示）となる。これに生産・輸入品に課される税を加え、補助金を控除したものが県民所得（市場価格表示）となる。

## 生産・輸入品に課される税、（控除）補助金

（ 5 用語解説参照。）

## その他の経常移転

その他の経常移転は、非金融法人企業及び金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体に分けて表示され、制度部門別所得支出勘定の受取・支払の差額が計上される。

## 県民可処分所得

県民可処分所得は以下の式により算出される。

可処分所得 = 各制度部門が受け取る所得（雇用者報酬、混合所得、営業余剰等）と財産所得の  
受取と支払の残差

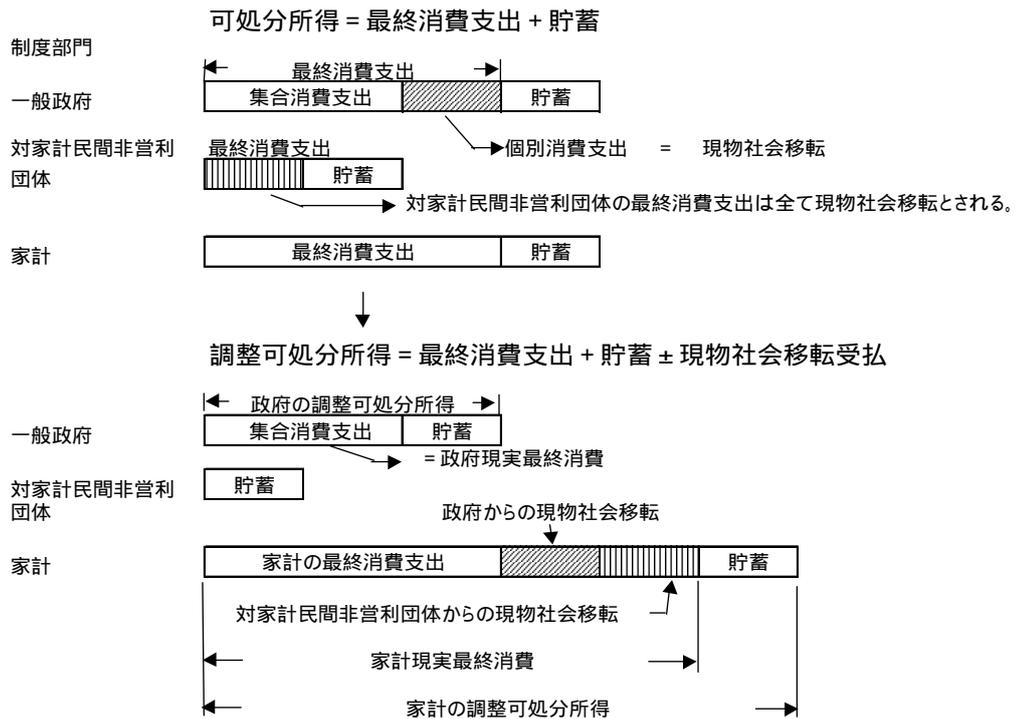
- + 所得・富等に課される経常税の受払
- + 社会給付・社会負担の受払
- + その他の経常移転の受払

県民可処分所得は、制度部門別には、受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しい。また、県全体では、市場価格表示の県民所得に制度部門別所得支出勘定から求められる、財産所得以外のその他の経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものとなる。

なお、この純受取額は「県民可処分所得と使用勘定」に示されている、県外からのその他の経常移転（純）に一致する。

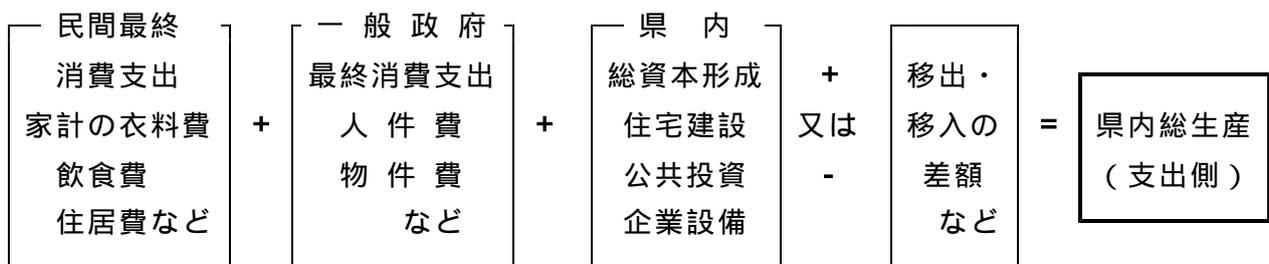
## （参 考）

可処分所得に現物社会移転の受払を加えたものが調整可処分所得となる。すなわち、制度部門別にみると、家計部門の調整可処分所得は、「可処分所得」に一般政府及び対家計民間非営利団体からの「現物社会移転受取」を加えたものであり、一般政府、対家計民間非営利団体それぞれの制度部門の調整可処分所得は、「可処分所得」から「現物社会移転支払」を控除したものである。（図の現実最終消費については（3）県内総生産（支出側）（参考）参照。）



### ( 3 ) 県内総生産 ( 支出側 )

県民所得は、それぞれの経済活動部門が1年間に財貨・サービスを購入する面で、すなわち最終生産物に対する支出の面でも把握することができ、民間最終消費支出、一般政府最終消費支出、県内総資本形成、移出、移入、統計上の不突合に分類される。



県内総生産 ( 支出側 ) は、市場価格で表示される県内総生産 ( 生産側 ) に対応し、これに「県外からの所得 ( 純 ) 」を加えると県民総所得 ( 市場価格表示 ) が示される。なお、県内総生産 ( 支出側 ) については名目値のほか、固定基準年方式による実質値も表示される。

#### 民間最終消費支出

家計 ( 個人企業を除いた消費主体としての家計 ) 及び対家計民間非営利団体が1年間に行う財貨・サービスの取得に対する支出である。この場合の財貨・サービスの取得に対する支出は、現金支払いを伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、雇用者が現物給与として受け取った食料や自己所有住宅の家賃評価額 ( 帰属家賃 ) が含まれる。しかし、仕送金、

贈与金、労働組合費などは家計間あるいは対家計民間非営利団体への移転であり消費支出とはみなされない。

住宅設備費は、資本的支出としての民間総固定資本形成に含まれ、ここでは家賃評価額だけが住居費として計上される。

### 一般政府最終消費支出

政府を政府サービスを提供する生産者としてとらえ、生産された政府サービスは、政府が自ら消費するものとしており、これが一般政府最終消費支出として計上される。

しかし、国公立学校の生産する教育サービスのようなものは、授業料という形で生産コストの一部を受益者が負担するので、これらの支払を政府の商品・非商品の販売とみなして差し引くこととしている。（商品とは「市場において通常生産コストをカバーする価格で販売することを意図した財貨・サービス」と定義され、非商品は「商品以外の財貨・サービス」である。）

$$\text{一般政府最終消費支出} = \text{政府サービスの産出額} - \text{商品・非商品販売} \\ + \text{家計への移転的支出}$$

（参考）

（再掲）家計現実最終消費、政府現実最終消費について

一般政府や家計等の消費には、その源泉が可処分所得か調整可処分所得かによって、「最終消費支出」と「現実最終消費」（注）の二つの概念が存在する。このうち「最終消費支出」は各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、「現実最終消費」は各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものである。具体的には、「現実最終消費」は「最終消費支出」に「現物社会移転の受払」を加味したものである。

（注）

政府最終消費支出のうち個別消費支出は現物社会移転として家計に対して支給する個別的サービスについて行われる支出である。しかし、一般政府または対家計民間非営利団体からの現物社会移転分を自ら消費するわけではなく、実際に消費し、便益を受けるのは家計である。

そこで、家計最終消費支出に、一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側（家計部門）での消費ととらえたものが「家計現実最終消費」であり、「一般政府現実最終消費」は、一般政府最終消費支出から現物社会移転としての個別消費支出を控除した集合消費支出となる。

なお、「最終消費支出」は実際にお金を出した側（部門）でとらえたものである。

### 県内総資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体および家計（個人企業）の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであ

り、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

中間消費と総資本形成の区別は、当該期間内において使用されつくすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産などの修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる。これに対し、単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

#### 移出（F I S I Mを除く）

県外へ出荷した商品・非商品の販売額や県外居住者の県内における消費額である。

#### 移入（F I S I Mを除く）

県外より入荷した商品・非商品の購入額や県内居住者の県外における消費額である。

#### F I S I M移出入（純）

県内F I S I M産出額からF I S I M消費額を控除したものとする。

#### 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に食い違いが生じることがある。この食い違いを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

#### 県外からの所得（純）

県民所得から県内純生産（要素費用表示）を差し引いて求める。県民が県外から受け取った雇用者報酬、財産所得などと県外へ支払った同項目の差額である。

## 付表

付表は、県民経済計算における主要な項目について、さらに詳細な内訳を示すものである。

### （１）経済活動別県内総生産及び要素所得（ - １ ）

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する、いわゆる「付加価値法」によって推計する。

こうして求めた市場価格表示の経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求める。

次いで、これから生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して要素費用表示の県内純生産を推計する。さらにこれから雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求める。

## ( 2 ) 経済活動別の就業者数及び雇用者数 ( - 2、 - 3 )

「経済活動別県内総生産及び要素所得」の関連として、経済活動別の労働力の投入量を年間平均就業者数、雇用者数の形で示したものである。計数の利用にあたっては次の点に留意が必要である。

いくつかの仕事を兼ねている者、例えば営業主を本業としながら、副業として雇用者でもある者、あるいは2カ所の事業所に雇用されているような者については、2人と数えているため、「国勢調査（総務省統計局）」など、1人の仕事を一つの就業に限って数えているような調査から得られる計数より雇用者総数は大きくなっている。

就業時間の短いパート・タイム労働者についても、人数を就業時間の多少によって調整することはせず、フル・タイムの労働者と同様に1人としている。

個人企業における有給の家族従業者は雇用者としている。

なお、労働生産性の分析などのためには、雇用者のほかに個人事業主や家族従業者（無給）を含めた産業別就業者数が有効である。

## ( 3 ) 社会保障負担の明細表 ( - 4 )

社会保障負担とは、雇用者によって負担されるか、雇主によって負担されるかにかかわらず一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者の利益のために支出される負担金である。

本表においては、社会保障基金に属する社会保険特別会計、共済組合などの構成部門ごとに雇主および雇用者の負担額を表章している。「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」とともに、社会保障基金を構成している各部門が住民の福祉のためにいかなる活動を示しているかを把握するための明細表である。

## ( 4 ) 一般政府から家計への移転明細表（社会保障関係） ( - 5 )

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付金（雇用保険給付金、事故、傷害及び疾病に対する給付金等）や、特定の基金、準備金を設けず、また民間基金や保険組織に加入しないで雇主によって雇用者に直接支払われる無基金雇用者社会給付（退職一時金、公務災害補償等）及び社会扶助給付（恩給、特別弔慰金）の社会保障関係支出状況を、一般政府部門を構成する各部門（社会保険特別会計、国民健康保険、共済組合等）ごとに把握することにより、国民に対する福祉（社会保障関係）の実態を詳細に描写するための明細表である。

各項目の合計額は、一般政府部門の所得支出勘定における各該当項目の支出額に等しい。

## 5 用語解説

### ・営業余剰

生産における企業の営業活動の貢献分であり、雇用者報酬、固定資本減耗、純間接税（生産・輸入品に課される税 - 補助金）とともに付加価値を構成する要素の一つである。営業余剰は市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者は営業余剰を生まない。

### ・帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

### ・帰属家賃

実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市中家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。また、帰属家賃には給与住宅などにおける実際の家賃と市中家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。SNAでは住宅自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、帰属家賃は不動産業を営む個人企業の生産額に含まれており、その営業余剰は個人企業所得に含まれる。

### ・経済成長率

県経済の成長を包括的に表示するもので、県内総生産（生産側＝支出側）の対前年度増加率のことをいう。その年度の市場価格で表示する名目値と、物価変動による影響を除去した実質値とがある。なお、国でも国内総生産（GDP）（生産側＝支出側）の対前年度増加率を使っている。

### ・固定資本減耗

構築物、設備、機械など再生産可能な有形固定資産について、通常の摩損および損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害などからくる減耗分を評価した額であり、有形固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

### ・産出額

農業、製造業、建設業などの各産業は、労働者や機械・設備などを使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって単純に合計したもの。

### ・所得・富等に課される経常税

労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税及び消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税。

(例) 所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税、家計の負担する自動車関係諸税、日銀納付金

## ・生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて要素所得とはならず、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別される。

(例) 消費税及び地方消費税、関税、酒税などの国内消費税、営業許可税、印紙税などの取引税

## ・遡及改定

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には、毎年実施されないものも多く、実施されない中間年次については、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。

したがって、新しい調査結果が公表された際は、そのデータを使って過去に遡って修正することになる。また、国民経済計算が5年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。さらに、精度向上を図るため、推計方法についても絶えず見直しを行っているので、これも遡及改定を行う理由の一つである。

このように、県民経済計算は、新しい年次の推計結果が公表されると、併せて過去の各年次の数値についても遡って改定を行っているので、利用に当たっては最新の公表値を利用する必要がある。

## ・中間投入

生産の過程で原材料・光熱水費・間接費などとして消費された非耐久財およびサービスをいう。固定資産の維持補修、研究開発調査などもこれに含まれる。産出額から中間投入を控除したものが付加価値である。

## ・補助金

産業振興あるいは製品の市場価格を抑えるなどの政策目的によって、政府から産業に対して一方的に給付され、受給者側において収入として処理される経常的交付金である。なお、公的企業の営業損失を補うための政府からの繰り入れも含める。

(例) 価格調整費、利子補給金など

## ・F I S I M

利子に含まれる、金融仲介サービス料とみなされる部分。非金融機関自らが資金運用した場合と、実際に金融機関に支払った(または受け取った)利子額との差として、間接的に計測される。



- 1 経済活動別県内総生産（名目）

（様式）

項 目	説 明
<p>1 産 業</p> <p>(1) 農林水産業 農 業 林 業 水産業</p> <p>(2) 鉱 業</p> <p>(3) 製 造 業 食料品 繊維 パルプ・紙 化学 石油・石炭製品 窯業・土石製品 鉄鋼 非鉄金属 金属製品 一般機械 電気機械 輸送用機械 精密機械 その他の製造業</p> <p>(4) 建 設 業</p> <p>(5) 電気・ガス・水道業 電気業 ガス・水道・熱供給業</p> <p>(6) 卸売・小売業 卸売業 小売業</p> <p>(7) 金融・保険業</p> <p>(8) 不 動 産 業 住宅賃貸業 その他の不動産業</p> <p>(9) 運輸業</p> <p>(10) 情報通信業 通信業 放送業 情報サービス、映像・文字情報制作業</p> <p>(11) サービス業 公共サービス業 対事業所サービス業 対個人サービス業</p>	<p>公的企業（公営下水道、独立行政法人、公庫、郵便事業等）を含みます。 （ 主要系列表 (1) 経済活動別県内総生産 産業参照。）</p> <p>獣医業を含みます。 しいたけ栽培農業を含みます。</p> <p>採石製造業を含みます。 と畜場を含みます。 詳細については、6 経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表を参照してください。</p> <p>自家発電を含みます。 民営の廃棄物処理業を含みます。</p> <p>持ち家の帰属家賃を含みます。</p> <p>平成17年基準改定に伴い新設。</p> <p>受託開発ソフトウェア業や出版業などが含まれます。 分類不明な産業を含みます。 医療や介護などが含まれます。</p> <p>（ 主要系列表 (1) 経済活動別県内総生産 政府サービス参照。）</p>
<p>2 政府サービス生産者</p> <p>(1) 電気・ガス・水道業</p> <p>(2) サービス業</p> <p>(3) 公 務</p> <p>3 対家計民間非営利サービス生産者</p> <p>(1) サービス業</p>	<p>国、県、市町村、社会保障基金です。社会資本の減耗分が含まれます。 公共下水道、廃棄物処理です。 学校教育と給食センター、学術研究機関です。 上に分類されないすべての活動です。</p> <p>営利を目的としない民間団体（私立学校、宗教団体、労働組合、政党など）です。 政府サービスと同様、生産のコスト面からとらえます。</p>
<p>4 小 計 (1+2+3)</p>	<p>（ 主要系列表 (1) 経済活動別県内総生産 、 参照。）</p>
<p>5 輸入品に課される税、関税</p>	<p>関税、輸入品商品税です。</p>
<p>6 (控除)総資本形成に係る消費税</p>	<p>仕入れ税額控除できる消費税として、一括控除します。</p>
<p>7 県 内 総 生 産 (4+5-6)</p>	<p>県内で新たに生み出された付加価値の総額です。</p>
<p>(参考) 第 1 次 産 業 第 2 次 産 業 第 3 次 産 業</p>	

- 4 県民所得及び県民可処分所得の分配

(様式)

項 目	説 明
1 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担 b 雇主の帰属社会負担	( 主要系列表 (2)県民所得及び県民可処分所得の分配 雇用者報酬参照。 ) 一般の給与に近い概念です。  政府管掌健康保険等保険料の雇主負担額です。 退職金や退職年金支給のための雇主負担額です。
2 財産所得 a 受 取 b 支 払  (1) 一般政府 a 受 取 b 支 払  (2) 家 計 利 子 a 受 取 b 支 払 配 当 (受取) 保険契約者に帰属する財産所得 (受取) 賃貸料 (受取)  (3) 対家計民間非営利団体 a 受 取 b 支 払	非企業分の利子、配当、賃貸料の純受取です。 ( 主要系列表 (2)県民所得及び県民可処分所得の分配 財産所得参照。 )  預貯金利子等です。  配当金、役員賞与等です。 保険企業の財産運用純益を保険契約者に帰属させます。 土地の賃借料、著作権等です。
3 企業所得 (法人企業の分配所得受払後) (1) 民間法人企業 a 非金融法人 b 金融法人 (2) 公的企業 a 非金融法人 b 金融法人 (3) 個人企業 a 農林水産業 b その他の産業 c 持ち家	( 主要系列表 (2)県民所得及び県民可処分所得の分配 企業所得参照。 ) 営業余剰 + 財産所得の受取 - 財産所得の支払です。  公営上水道、独立行政法人、公庫、郵便事業等です。  個人が企業の主体となり、家族労働等により運営しているものです。  持ち家の帰属家賃分です。
4 県 民 所 得 (要素費用表示) (1+2+3)	県内に居住する人に分配された所得の総額です。
5 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	市場価格に基準を合わせるため、消費税相当分を加算します。
6 県 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	市場価格で評価された、県民所得です。
7 その他の経常移転(純) (1) 非金融法人企業及び金融機関 (2) 一般政府 (3) 家計(個人企業を含む) (4) 対家計民間非営利団体	制度部門別所得支出勘定の受払の差額が計上されます。 ( 主要系列表 (2)県民所得及び県民可処分所得の分配 その他の経常移転参照。 )  ( 主要系列表 (2)県民所得及び県民可処分所得の分配 県民可処分所得参照。 )
8 県民可処分所得 (6+7) (1) 非金融法人企業及び金融機関 (2) 一般政府 (3) 家計(個人企業を含む) (4) 対家計民間非営利団体	それぞれの主体の意志で処分可能な所得の総額です。 それぞれの消費と貯蓄の合計に一致します。
(参考) 県民総所得(市場価格) 民間法人企業所得 (法人企業の分配所得受払前)	県民所得(市場価格表示)に固定資本減耗を加算します。 収益の配当を受払する前の民間法人企業の所得です。

- 5 県内総生産（支出側）（名目）

（様式）

項 目	説 明
1 民間最終消費支出	<p>（ 主要系列表 (3) 県内総生産（支出側） 民間最終消費支出参照。）</p> <p>県内の全世帯の消費支出です。</p> <p>持ち家の帰属家賃を含みます。</p> <p>私立学校、宗教団体、労働組合、政党等の支出です。</p> <p>（ 主要系列表 (3) 県内総生産（支出側） 一般政府最終消費支出参照。）</p> <p>国、県、市町村、社会保障基金の最終消費支出です。</p> <p>それぞれの最終消費支出に、現物社会移転の受払を加味したものです。</p> <p>（ 主要系列表 (3) 県内総生産（支出側） 県内総資本形成参照。）</p> <p>新規に購入した有形または無形の資産です。</p> <p>民間の住宅投資です。</p> <p>民間企業の設備投資です。</p> <p>国、県、市町村、社会保障基金の投資部門です。</p> <p>道路・橋梁等の公共投資です。</p> <p>在庫品の1年間における増減を、その時点の市場価格で評価したものです。</p> <p>（ 主要系列表 (3) 県内総生産（支出側） ~ 参照。）</p> <p>県外への財貨・サービスの売り払い及び県外居住者の県内での消費です。</p> <p>県外への財貨・サービスの買い入れ及び県内居住者の県外での消費です。</p> <p>間接的に計測される金融仲介サービスの産出から消費を控除したものです。</p> <p>（ 主要系列表 (3) 県内総生産（支出側） 統計上の不突合参照。）</p> <p>県内総生産（生産側）と一致します。</p>
(1) 家計最終消費支出	
a 食料・非アルコール飲料	
b アルコール飲料・たばこ	
c 被服・履物	
d 住居・電気・ガス・水道	
e 家具・家庭用機器・家事サービス	
f 保健・医療	
g 交通	
h 通信	
i 娯楽・レジャー・文化	
j 教育	
k 外食・宿泊	
l その他	
(2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出	
2 一般政府最終消費支出 (再掲)	
家計現実最終消費	
政府現実最終消費	
3 県内総資本形成	
(1) 総固定資本形成	
a 民間	
(a) 住宅	
(b) 企業設備	
b 公的	
(a) 住宅	
(b) 企業設備	
(c) 一般政府	
(2) 在庫品増加	
a 民間企業	
b 公的企業	
4 財貨・サービスの移出（F I S I Mを除く）	
5 (控除)財貨・サービスの移入（F I S I Mを除く）	
6 F I S I M移出入（純）	
7 統計上の不突合	
8 県内総生産(支出側) (1+2+3+4-5+6+7) (市場価格)	
(参考)	
9 県外からの所得(純)	
10 県民総所得(8+9) (市場価格)	

- 1 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

（様式）

項 目	説 明
1 雇⽤者報酬(県内活動)	県内で働く⼈に支払われた給与・賃⾦等を計上します。 事業主が社会保障基金に支払う年⾦や医療保険など、雇⽤者の社会負担分を含みます。
2 営 業 余 剰	財貨・サービスの産出額から、原材料や燃料などの中間投入額、固定資本減耗分、 生産・輸⼊品に課される税及び雇⽤者報酬を差し引いたものです。
3 固定資本減耗	生産のために使われた建物・機械・設備などの減耗分です。 固定資産を代替するための費用として総生産を構成します。
4 生産・輸⼊品に課される税	財貨・サービスの生産、販売等に関して生産者に課され、コストとして商品に加算される 関税、消費税などです。
5 (控除) 補 助 金	市場価格を下げるため、政府から支払われた補助金を控除します。
県内総生産（生産側）市場価格	当該年度に新たに⽣み出された付加価値の総額になります。
6 民間最終消費⽀出	当該年度に家計及び対家計民間非営利団体部門で新たな財貨・サービスの取得に対して直接に 支払われた⽀出です。
7 政府最終消費⽀出	当該年度の財政・サービスに対する経常的⽀出から、公立学校の授業料等のように、 他部門に販売した商品・非商品の販売額を差し引き、現物社会給付等を加えたものです。
8 総固定資本形成	当該年度に新たに投資が行われた住宅、企業設備、公共設備などの固定資本の総額です。
9 在庫品増加	当該年度に⽣じた在庫品の価格を調整します。
10 財貨・サービスの移出	当該年度に他県へ移出した財貨・サービスの総額です。 他県で消費された県の財貨・サービスとして加算されます。
11 (控除)財貨・サービスの移⼊	当該年度に他県から移⼊された財貨・サービスの総額を控除します。
12 F I S I M移⼊出（純）	間接的に計測される金融仲介サービスの産出から消費を控除したものです。
13 統計上の不突合	統計上の誤差や、推計方法の違いにより⽣じた不⼀致を調整します。
県内総生産（⽀出側）市場価格	当該年度に消費された財貨・サービスの総額になり、県内総生産に⼀致します。

- 2 県民可処分所得と使用勘定

( 様 式 )

項 目	説 明
1 民間最終消費支出	当該年度に家計及び対家計民間非営利団体部門で新たな財貨・サービスの取得に対して直接に支払われた支出です。
2 政府最終消費支出	当該年度の財政・サービスに対する経常的支出から、公立学校の授業料等のように、他部門に販売した商品・非商品を差し引き、現物社会給付等を加えたものです。
3 県民貯蓄	制度部門別所得支出勘定で求められた、受取の合計から支払の合計を差し引いたもので、手元に残った所得です。
県民可処分所得の使用	当該年度に使用された県民可処分所得です。 県民経済全体から見た消費と貯蓄のバランスが示されます。
4 雇業者報酬(県内活動)	県内で働く人に支払われた給与・賃金等を計上します。 事業主が社会保障基金に支払う年金や医療保険など、雇主の社会負担分を含みます。
5 県外からの雇業者報酬(純)	県外で働く県内に居住する人に支払われた給与・賃金等と、県内で働く県外に居住する人に支払われた給与・賃金等を差し引きしたものを計上します。
6 営業余剰	財貨・サービスの産出額から、原材料や燃料などの中間投入額、固定資本減耗分、生産・輸入品に課される税及び雇業者報酬を差し引いたものです。
7 県外からの財産所得(純)	県外との利子、配当、賃貸料などの財産所得の受払の差額です。 県内での受払は県内で相殺されるため、可処分所得では県外との受払の差額のみを計上します。
8 生産・輸入品に課される税	財貨・サービスの生産、販売等に関して生産者に課され、コストとして商品に加算される関税、消費税などです。
9 (控除) 補助金	市場価格を下げるため、政府から支払われた補助金を控除します。
10 県外からのその他の経常移転(純)	補助・交付金や保険金、家計間の仕送りなど、その他の経常移転の県外との受払の差額を計上します。
県民可処分所得	当該年度に県民に分配された可処分所得の合計になります。 県民全体で、全額処分可能であることから、県民可処分所得と呼ばれます。

**- 3 県外勘定（経常取引）**

( 様 式 )	
項 目	説 明
1 財貨・サービスの移出入（純）	当該年度に他県へ移出した財貨・サービスの純額です。
2 F I S I M移出入（純）	間接的に計測される金融仲介サービスの産出から消費を控除したものです。
3 県外からの雇用者報酬	県外で働く県内に居住する人に支払われた給与・賃金等です。
4 県外からの財産所得	制度部門別所得支出勘定で求められた、利子、配当、賃貸料等それぞれの財産所得において受取の合計から支払の合計を差し引いたものです。
5 県外からのその他の経常移転	補助・交付金や年金、保険金、家計間の仕送り等それぞれのその他の経常移転の県外との受払の差額のうち受取分を計上します。
6 経常県外収支	バランス項目です。ここがマイナスであれば経常取引の全体は受取超過であり、プラスであれば支払超過になります。
経常流出（受取）	県外から見た視点で作成されているので、県外から受け取った額が経常流出と表現されています。経常流入（支払）に一致します。
7 県外への雇用者報酬	県内で働く県外に居住する人に支払われた給与・賃金等です。
8 県外への財産所得	制度部門別所得支出勘定で求められた、利子、配当、賃貸料等それぞれの財産所得において支払の合計から受取の合計を差し引いたものです。
9 県外へのその他の経常移転	補助・交付金や保険金、家計間の仕送り等それぞれのその他の経常移転の県外との受払の差額のうち支払分を計上します。
経常流入（支払）	県外から流入した経常取引の総額になります。 県外から見た視点で作成されているので、支払った額が経常流入と表現されています。

**- 5 資本調達勘定（試算）**

( 様 式 )	
項 目	説 明
1 県内総固定資本形成	将来の便益をもたらすためにされる支出です。 家計における住宅、企業における設備、一般政府における公共投資などがあります。
2（控除）固定資本減耗	生産のために使われた建物・機械・設備などの減耗分です。
3 在庫品増加	在庫品の1年間における増減を、その時点の市場価格で評価したものです。
4 県外に対する債権の純増	バランス項目です。 制度部門別資本調達勘定で求められる資金過不足の和と一致します。
資産の変動	当該年度に新たに形成された資本の総額になります。 貯蓄・資本移転による正味資産の変動と一致します。
5 県民貯蓄	制度部門別所得支出勘定で求められた、受取の合計から支払の合計を差し引いたもので、手元に残った所得です。
6 県外からの資本移転等（純）	県外からの資本移転の受取と支払の差額を計上しています。 普通建設事業の補助金や負担金などがあります。
7（控除）統計上の不突合	生産側と支出側で、推計にちもいる資料の違いなどから生じる推計値の食い違いを、勘定体系の整合を図るため計上します。
貯蓄・資本移転による正味資産の変動	当該年度に調達された資本の総額になります。 県民経済計算では、実物取引について記録しています。

- 4 制度部門別所得支出勘定

(1) 非金融法人企業  
(様式)

項 目	説 明
1 財産所得	
(1) 利 子	借入金や債務等に関して生じた利子の支払を計上します。
(2) 法人企業の分配所得	株式・出資金配当や役員賞与等、企業への出資に関して生じた所得移転の支払を計上します。
(3) 賃 借 料	土地や、著作権、特許権の使用に関して支払った賃貸料を計上します。
2 所得・富等に課される経常税	法人税等いわゆる直接税の支払を計上します。
3 無基金雇用者社会給付	労災にかかる見舞金や退職一時金等、基金を利用せず、雇主がその源泉から雇用者に支払った福祉的な給付です。
4 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、贈与金、負担金等のその他の経常移転の支払を計上します。
うち非生命純保険料	損害保険の保険料の支払を計上します。
5 貯 蓄	受取の合計から、上の1～4を差し引いた額を、手元に残る貯蓄として計上します。
<b>支 払</b>	
6 営業余剰	財貨・サービスの産出額から、原材料や燃料等の中間投入額、固定資本減耗分、生産・輸入品に課される税、雇用者報酬を差し引いたものです。
7 財産所得	
(1) 利 子	預貯金や債権、貸出金等に関して生じた利子の受取を計上します。
(2) 法人企業の分配所得	株式・出資金配当等、企業への出資に関して生じた所得移転の受取を計上します。
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	非生命保険法人積立分の財産運用純益を帰属させるために受取に計上します。
(4) 賃 貸 料	土地や、著作権、特許権の使用に関して受け取った賃貸料を計上します。
8 帰属社会負担	労災にかかる見舞金や退職一時金等、基金を利用せず、雇主がその源泉から支払った給付であり、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させます。
9 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、贈与金、負担金等、その他の経常移転の受取を計上します。
うち非生命保険金	損害保険の保険金の受取を計上します。
<b>受 取</b>	

- 4 制度部門別所得支出勘定

(2) 金融機関  
(様式)

項 目	説 明
1 財産所得	
(1) 利 子	預貯金等に対する利子の支払を計上します。
(2) 法人企業の分配所得	
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	保険金の運用により生じた収益を各部門に帰属させるために、支払に計上します。 また、保険契約者に支払った配当を計上します。
(4) 賃 貸 料	
2 所得・富等に課される経常税	法人税等いわゆる直接税及び日本銀行納付金の支払を計上します。
3 現物社会移転以外の社会給付	病気や失業、退職、住宅、教育などに対する備えとなることを意図して、 家計に支払われた給付です。
(1) 年金基金による社会保障給付	厚生年金基金、適格退職者年金など、金融機関に格付けされる年金基金から支払われた給付 です。
(2) 無基金雇用者社会給付	
4 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、贈与金、負担金等、その他の経常移転の支払を計上します。
うち非生命純保険料	損害保険の保険金及び損害保険制度を運用していくための諸経費（保険サービスチャージ） の支払を計上します。
非生命保険金	
5 年金基金年金準備金の変動	年金基金の負担と給付の差額を計上します。
6 貯 蓄	受取の合計から、上の1～5を差し引いた額を、手元に残る貯蓄として計上します。
<b>支 払</b>	
7 営業余剰	
8 財産所得	
(1) 利 子	債権や貸出金に関して生じた利子の受取を計上します。
(2) 法人企業の分配所得	
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	非生命保険法人積立分の財産運用純益を帰属させるために受取に計上します。
9 社会負担	社会保険制度に対する負担です。
(1) 現実社会負担	社会保険制度を管理する基金に対して支払われた負担です。
a . 雇主の自発的現実社会負担	厚生年金基金等、金融機関に格付けされる民間の年金制度に対する保険料の受取のうち 事業主負担分です。
b . 雇用者の自発的社会負担	厚生年金基金等、金融機関に格付けされる民間の年金制度に対する保険料の受取のうち 被用者負担分です。
(2) 帰属社会負担	
10 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、贈与金、負担金等のその他の経常移転の受取を計上します。
うち非生命純保険料	損害保険の保険金及び損害保険制度を運用していくための諸経費（保険サービスチャージ） の受取を計上します。
非生命保険金	
<b>受 取</b>	

- 4 制度部門別所得支出勘定

(3) 一般政府  
(様式)

項 目	説 明
1 最終消費支出	当該年度の財政・サービスに対する経常的支出から、他部門に販売した商品・非商品の販売額を差し引き、現物社会給付等を加えたものです。
2 財産所得	
(1) 利 子	国債、地方債等の債務や供託金等に関して生じた利子の支払を計上します。
(2) 賃 貸 料	
3 補 助 金	産業振興や製品の市場価格を低める等の政策目的のため、政府から支払われた補助金です。
4 現物社会移転以外の社会給付	
(1) 現金による社会保障給付	年金給付、失業給付など社会保障基金を通じて支払われた社会給付のうち現金により支払われたものです。
(2) 無基金雇用者社会給付	
(3) 社会扶助給付	生活保護費、遺族年金等、扶助給付のうち(1)、(2)に該当しないものを計上します。
5 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、負担金等の他に、地方交付税交付金や国民年金特別会計への繰入金、補助費等、一般政府内の経常移転が含まれます。
うち非生命純保険料	
6 貯 蓄	
支 払	
(参考) 現物社会移転	政府(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスです。
うち現物社会給付	社会保障基金による医療保険給付分であり、高額医療等、払い戻しによるものと、介護保険給付分等、サービスを直接受給者に支給するものがあります。
7 財産所得	
(1) 利 子	基金や預託金、債権、貸出金等に関して生じた利子の受取を計上します。
(2) 法人企業の分配所得	
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	
(4) 賃 貸 料	
8 生産・輸入品に課される税	財貨・サービスの生産、販売等に関して生産者に課され、コストとして商品に加算された関税、消費税などです。
9 所得・富等に課される経常税	所得税、法人税等の直接税です。
10 社会負担	
(1) 現実社会負担	
a . 雇主の強制的現実社会負担	政府管掌健康保険等、一般政府に格付けされる年金制度に対する保険料の支払のうち事業主負担分です。
b . 雇用者の強制的社会負担	社会保障基金(年金、雇用、医療等)に対する保険料支払のうち被用者負担分です。
(2) 帰属社会負担	
11 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、負担金等の他に、地方交付税交付金や国民年金特別会計への繰入金、補助費等、一般政府内の経常移転が含まれます。
うち非生命保険金	
受 取	

- 4 制度部門別所得支出勘定

(4) 家計(個人企業を含む)  
(様式)

項 目	説 明
1 最終消費支出	当該年度に家計で新たな財貨・サービスの取得に対して直接に支払われた支出です。
2 財産所得	
(1) 消費者負債利子	各種ローン、クレジット等の利用により、家計の消費に関して生じた負債利子を計上します。
(2) その他の利子	持ち家の支払利子、個人企業や個人の農林水産業等事業に関して生じた利子を計上します。
(3) 賃貸料	
3 所得・富等に課される経常税	所得税等の直接税です。
4 社会負担	社会保険制度に対する負担です。
(1) 現実社会負担	社会保険制度を管理する基金に対して支払われた負担です。
a . 雇主の現実社会負担	社会保険制度を管理する基金に対する保険料の支払のうち事業主負担分です。
b . 雇主の社会負担	社会保障基金や民間の年金制度に対する保険料の支払のうち被用者負担分です。
(2) 帰属社会負担	
5 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、負担金、罰金、仕送り金等のその他の経常移転の支払を計上します。
うち非生命純保険料	
6 貯蓄	
支 払	
(参考) 可処分所得	最終消費支出に貯蓄と年金基金年金準備金の変動を加えたものです。 当人の意志により処分可能な所得であることから、可処分所得と言います。
貯蓄率(%)	可処分所得に占める、貯蓄の割合です。                      貯蓄率 = 貯蓄 ÷ 可処分所得 この貯蓄の中から設備・住宅等の投資に振り向けられるものであり、いわゆる「貯金」とは異なります。
7 営業余剰	
(1) 営業余剰(持ち家)	持ち家について、それを自己に貸して収益を得ているものとみなし、その収益分を計上します。
(2) 混合所得	個人企業における、農林水産業やその他の産業の営業余剰を計上します。
8 雇主者報酬	
(1) 賃金・俸給	県内に居住する人が受け取った賃金・俸給等を計上します。現物による支給を含みます。
(2) 雇主の社会負担	
a . 雇主の現実社会負担	雇主が社会保険制度を管理する基金に支払った負担分について、家計が利益を得たものとして受取に計上します。
b . 雇主の帰属社会負担	労災にかかる見舞金や退職一時金等、基金を利用せず、雇主がその源泉から支払った給付です。
9 財産所得	
(1) 利子	預貯金や債権、貸出金等に関して生じた利子の受取額を計上します。
(2) 配当	株式・出資金配当や役員賞与等、企業への出資に関して生じた所得移転の受取を計上します。
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	保険企業の財産運用純益を保険契約者に帰属させるため計上します。
(4) 賃貸料	
10 現物社会移転以外の社会給付	
(1) 現金による社会保障給付	年金給付、失業給付など一般政府に格付けされる社会保障基金を通じて支払われる社会給付のうち、現金により受取る給付です。
(2) 年金基金による社会給付	厚生年金基金、適格退職者年金など、金融機関に格付けされる年金基金から受取る給付です。
(3) 無基金雇主者社会給付	
(4) 社会扶助給付	生活保護費、遺族年金、奨学金等、扶助給付のうち(2)、(3)に該当しないものを計上します。
11 その他の経常移転	非生命保険取引や贈与金、仕送り金等、その他の経常移転の受取を計上します。
うち非生命保険金	
12 年金基金年金準備金の変動	年金基金の負担と給付の差額を計上します。
受 取	
(参考) 現物社会移転	政府(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスです。
うち現物社会給付	社会保障基金による医療保険給付分であり、高額医療等、払い戻しによるものと、介護保険給付分等、サービスを直接受給者に支給するものがあります。

(注) 可処分所得 = (受取 - 12) - (2~5の合計) = 1 + 6 - 12

- 4 制度部門別所得支出勘定

(5) 対家計民間非営利団体  
(様式)

項 目	説 明
1 最終消費支出	当該年度に対家計民間非営利団体部門で新たな財貨・サービスの取得に対して直接に支払われた支出です。
2 財産所得	
(1) 利 子	借入金や債務等に関して生じた利子の支払を計上します。
(2) 賃 貸 料	土地や、著作権、特許権の使用に関して支払った賃貸料を計上します。
3 現物社会移転以外の社会給付	
(1) 無基金雇用者社会給付	労災にかかる見舞金や退職一時金等、基金を利用せず、雇主がその源泉から雇用者に支払った福祉的な給付です。
(2) 社会扶助給付	奨学金等、扶助給付のうち、「現金による社会保障給付」や「無基金雇用者社会給付」に該当しないものを計上します。
4 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、贈与金、負担金等のその他の経常移転の支払を計上します。
うち非生命純保険料	損害保険の保険料の支払を計上します。
5 貯 蓄	受取の合計から、上の1～4を差し引いた額を、手元に残る貯蓄として計上します。
<b>支 払</b>	
6 財産所得	
(1) 利 子	預貯金や債権、貸出金等に関して生じた利子の受取額を計上します。
(2) 法人企業の分配所得	株式・出資金配当等、企業への出資に関して生じた所得移転の受取を計上します。
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	非生命保険法人積立分の財産運用純益を帰属させるために受取に計上します。
(4) 賃 貸 料	土地や、著作権、特許権の使用に関して受け取った賃貸料を計上します。
7 帰属社会負担	労災にかかる見舞金や退職一時金等、基金を利用せず、雇主がその源泉から支払った給付であり、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させます。
8 その他の経常移転	非生命保険取引や寄付金、贈与金、負担金等のその他の経常移転の受取を計上します。
うち非生命保険金	損害保険の保険金の受取を計上します。
<b>受 取</b>	

6 - 2 経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表

93 S N A 産業分類	日 本 標 準 産 業 分 類
1 産 業	
(1) 農林水産業	
< 農業 >	01 農業 (0113のうち「きのこ類の栽培」 林業) (0113のうち「もやし栽培農業」 食料品) (014 園芸サービス業 その他の対個人サービス業)
< 林業 >	741 獣医業 02 林業 0113野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (うち「きのこ類の栽培」)
< 水産業 >	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
(2) 鉱 業	05 鉱業、砕石業、砂利採取業 2181砕石製造業
(3) 製 造 業	
< 食料品 >	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 0113野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (うち「もやし栽培農業」) 1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (うち「硬化油(食用)」)
< 繊維 >	952 と畜場 11 繊維工業 (1112化学繊維製造業 化学) (1113炭素繊維製造業 窯業・土石製品) (116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業 118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119 その他の繊維製品製造業 その他の製造業)
< パルプ・紙 >	14 パルプ・紙・紙加工品製造業 1226繊維板製造業
< 化学 >	16 化学工業 (1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 のうち「硬化油(食用)」 食料品)
< 石油・石炭製品 >	1112化学繊維製造業
< 窯業・土石製品 >	17 石油製品・石炭製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 (2181砕石製造業 鉱業)
< 鉄鋼 >	1113炭素繊維製造業
< 非鉄金属 >	22 鉄鋼業
< 金属製品 >	23 非鉄金属製造業
< 一般機械 >	24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 (273計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業、274医療用機械器具・医療用品製造 業、275光学機械器具・レンズ製造業 精密機械) (2761武器製造業 その他製造業)
< 電気機械 >	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業

93 S N A 産業分類	日本標準産業分類
<輸送用機械> <精密機械>  <その他の製造業>	31 輸送用機械器具製造業 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 323 時計・同部分品製造業 3297眼鏡製造業 11 繊維工業 (うち116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業) 12 木材・木製品製造業(家具を除く) (1226繊維板製造業 パルプ・紙) 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 2761武器製造業 32 その他の製造業 (323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業 精密機械) 4121レコード制作業
(4) 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
(5) 電気・ガス・水道業 <電気業> <ガス・水道・熱供給業>	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 361 上水道業(うち船舶給水業を除く) 362 工業用水道業 88 廃棄物処理業(うち民営事業所による活動)
(6) 卸売・小売業 <卸売業>  <小売業>	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業(うち「卸売市場」) 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (772配達飲食サービス業のうち「給食」 政府サービス生産者「サービス業」、対家計民間非営利サービス生産者「教育」)

93 S N A 産業分類	日本標準産業分類
(7) 金融・保険業 < 金融業 >	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
(8) 不動産業 < 住宅賃貸業 > < その他の不動産業 >	692 貸家業、貸問業 (分類外)帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業(6912土地賃貸業、692を除く) (693駐車場業 運輸業)
(9) 運輸業 < 運輸業 >	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 (4855棧橋泊きよ業 政府サービス生産者(公務)) 693 駐車場業 791 旅行業
(10) 情報通信業 < 通信業 > < 放送業 > < 情報サービス、映像・ 文字情報制作業 >	37 通信業 40 インターネット付随サービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 86 郵便局 38 放送業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 (4121レコード制作業 その他の製造業) (4122ラジオ番組制作業 その他の対事業所サービス) 8091 興信所
(11) サービス業 < 公共サービス > (教育) (研究) (医療・保健業) (介護サービス) (その他の公共サービス)	8221 職員教育施設・支援業 8222 職業訓練施設 8299 他に分類されない教育、学習支援業 71 学術・開発研究機関 (政府、非営利に含まれるものを除く) 83 医療業(うち介護保険におけるサービスを除く) 842 健康相談施設 8492 検査業 (国及び地方公共団体による活動を除く) 8493 消毒業 (国及び地方公共団体による活動を除く) 8499 他に分類されない保健衛生 (国及び地方公共団体による活動を除く) 853 児童福祉～859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業 (会社・個人による経営のもの) 83 医療業(うち介護保険におけるサービス活動) 854 老人福祉・介護事業 (うち介護保険によって提供されるサービス) 8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 (うち介護保険によって提供されるサービス) 87 協同組合(他に分類されないもの) 931 経済団体

93 S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類
<p>&lt; 対事業所サービス &gt;</p> <p>( 広告業 )</p> <p>( 業務用物品賃貸業 )</p> <p>( 自動車・機械修理業 )</p> <p>( その他の対事業所 サービス )</p>	<p>73 広告業</p> <p>70 物品賃貸業</p> <p>891 自動車整備業</p> <p>901 機械修理業 ( 電気機械器具を除く )</p> <p>902 電気機械器具修理業</p> <p>4122 ラジオ番組制作業</p> <p>4151 広告制作業</p> <p>72 専門サービス業 (他に分類されないもの) (727 著述・芸術家業 娯楽業)</p> <p>74 技術サービス業 (他に分類されないもの) (741 獣医業 農業) (746 写真業 その他の対個人サービス業)</p> <p>91 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>92 その他の事業サービス業</p>
<p>&lt; 対個人サービス &gt;</p> <p>( 娯楽業 )</p> <p>( 飲食店 )</p> <p>( 旅館その他の宿泊所 )</p> <p>( 洗濯・理容・美容・浴場業 )</p> <p>( その他の対個人 サービス業 )</p>	<p>727 著述・芸術家業</p> <p>80 娯楽業 (8048 フィットネスクラブ その他の対個人サービス業)</p> <p>76 飲食店</p> <p>75 宿泊業 (うち会社の寄宿舍、学生寮等を除いた宿泊所の活動)</p> <p>78 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>014 園芸サービス業</p> <p>746 写真業</p> <p>823 学習塾</p> <p>824 教養・技能教授業</p> <p>8048 フィットネスクラブ</p> <p>79 その他の生活関連サービス業 (791 旅行業 運輸業)</p> <p>903 表具業</p> <p>909 その他の修理業</p>
<p>&lt; 分類不明産業 &gt;</p>	<p>93 S N A 国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、かつ、前記の産業部門に属さないもの。</p>
<p>2 政府サービス生産者</p> <p>(1) 電気・ガス・水道業</p>	<p>( 国及び県、市町村の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や事業団など政府の強い監督下にあるものも含まれる )</p> <p>363 下水道業</p> <p>88 廃棄物処理業 (うち国及び地方公共団体による活動)</p>
<p>(2) サービス業</p>	<p>772 配達飲食サービス業 (うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動)</p> <p>81 学校教育 (うち国及び地方公共団体が設置する学校施設)</p> <p>821 社会教育、822 職業・教育支援施設 (うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動 (訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動を含む))</p> <p>71 学術・開発研究機関 (うち国、地方及び一部の特殊法人等が行う活動)</p>

93 S N A 産業分類	日本標準産業分類
(3) 公務  3 対家計民間非営利 サービス生産者 (1) 教育	361 上水道（うち船舶給水業） 4854貨物荷扱固定施設業 （うち荷役棧橋設備等の港湾関係分） 4855棧橋泊きよ業 4856飛行場業 （うち国及び地方公共団体が行う空港（第一種、 第二種及び第三種）の管理） 4899他に分類されない運輸に附帯するサービス業 （うち航路標識事務所（灯台）、海上交通センタ ー等による水路情報提供活動、航空管制活動） 84 保健衛生（うち国及び地方公共団体による活動） 85 社会保険・社会福祉・介護事業 （うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体 （国公立）・労働者健康福祉機構・（旧）日本 郵政公社簡易保険事業本部による活動） 97 国家公務（準公務に格付けされる各部門を除く） 98 地方公務（準公務に格付けされる各部門を除く）  （「会社以外の法人」及び「法人でない団体」を 対象とする） 772 配達飲食サービス業 （うち給食（政府サービス生産者分）を除く） 81 学校教育 （うち国・地方公共団体以外の者が設置する学 校の活動） 821 社会教育 （うち国・地方公共団体以外のものが設置する 学校の活動、民法第34条の法人・その他の法 人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動） 71 学術・開発研究機関 （うち私立学校及び民法第34条の法人が設置 する研究機関が行う活動）
(2) その他	85 社会保険・社会福祉・介護事業 （うち政府サービス生産者、介護保険による サービス以外の活動） 93 政治・経済・文化団体 （931経済団体 その他の公共サービス） 94 宗教 951 集会場